

下関市立大学学位規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 59 号

改正 平成 20 年 12 月 25 日規程第 46 号
平成 22 年 9 月 28 日規程第 20 号
平成 26 年 4 月 22 日規程第 10 号
平成 27 年 2 月 26 日規程第 12 号
令和 4 年 1 月 27 日規程第 4 号
令和 6 年 2 月 28 日規程第 3 号
令和 7 年 6 月 25 日規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 40 条及び下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 25 条に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は学士及び修士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

(1) 学士の学位

経済学部経済学科	学士（経済学）
経済学部国際商学科	学士（商学）
経済学部公共マネジメント学科	学士（公共マネジメント）
データサイエンス学部データサイエンス学科	学士（データサイエンス）
看護学部看護学科	学士（看護学）

(2) 修士の学位

経済学研究科経済・経営専攻	修士（経済学）
---------------	---------

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学の大学院において所定の課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出資格)

第 4 条 修士の学位の授与に係る学位論文（大学院学則第 24 条第 1 項に規定する修士論文。以下「修士論文」という。）は、修士課程に 1 年以上（同項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

(修士論文題目の事前届出)

第 5 条 修士論文を提出しようとする者は、あらかじめ研究指導教員の承認を得た論文題目を別に定める期日までに下関市立大学大学院経済学研究科長（以下「研究科

長」という。)に届け出なければならない。

(修士論文)

第6条 修士論文は、別に定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文には、必要に応じ、参考論文を添付することができる。

3 研究科長は、必要があるときは、当該修士論文に関係ある資料を提出させることができる。

(審査等の付託)

第7条 研究科長は、修士論文を受理したときは、その審査及び最終試験を下関市立大学大学院経済学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に付託する。

(審査委員及び審査)

第8条 研究科委員会は、前条の審査を付託されたときは、研究科の教員のうちから修士論文提出者の研究指導教員を含め審査委員3名を選定し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 研究科長は、前項の規定にかかわらず、修士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の意見を聴いて、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、提出された修士論文を中心として口述により行う。

(審査等の期間)

第10条 修士論文の審査及び最終試験については、在学期間に終了しなければならない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかにその結果をまとめて、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(修士の学位授与)

第12条 学長は、修士の学位の授与にあたっては、研究科委員会の意見を聽かなければならない。

2 研究科委員会は、前項の規定により意見を述べるにあたっては、前条の報告に基づいて学位の授与の可否を判定するものとする。この場合において、判定を可とするためには、構成員(海外出張中、休職中その他研究科委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く。以下同じ。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、学士の学位授与を決定した者には、様式第1号による学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき修士の学位授与決定した者には、様式第2号による学位記を授与する。

(修士の学位の取消)

第14条 修士の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合には、学長は研究科委員会の意見を聴いて、その修士の学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

- (1) 不正に修士の学位の授与を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 研究科委員会が前項の規定による意見を述べるにあたり、学位の取消しを妥当とするためには、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の同意がなければならない。

(学位の名称使用)

第15条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、学位の次に「下関市立大学」と付記しなければならない。

(その他)

第16条 学位について、この規程に定めのあるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日規程第46号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日規程第20号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日規程第10号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る学位の種類は、この規程による改正後の下関市立大学学位規程第2条及び様式第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月26日規程第12号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月27日規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日規程第20号）

この規程は、令和7年6月25日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

第 号

学位記

大学印

氏名
年月日生

本学 学部 学科所定の
課程を修めて本学を卒業したこと
を認め学士（ ）の学位を
授与する

年月日

下関市立大学長 氏名 印

様式第2号（第13条関係）

第 号

学 位 記

大 学 印

氏 名
年 月 日 生

本学大学院経済学研究科経済・経営
専攻の修士課程を修了したので修士
(経済学) の学位を授与する

年 月 日

下関市立大学長 氏名 印